

聖籠町訓令第6号

聖籠町事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年7月10日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(聖籠町事務決裁規程の一部改正)

第1条 聖籠町事務決裁規程(昭和59年聖籠町訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第18号中「職務専念義務免除」の次に「(厚生に関する計画を除く。)」を加える。

第4条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 事務管理監及び課長の職務専念義務免除(厚生に関する計画に限る。)の承認

第5条中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 課員の職務専念義務免除(厚生に関する計画に限る。)の承認

(聖籠町職員服務規程の一部改正)

第2条 聖籠町職員服務規程(平成7年聖籠町訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「、職務専念義務免除願」を「、職務専念義務免除願簿」に改める。

別記様式第11号の2(第15条関係)を次のように改める。

別記様式第 11 号の 2 (第 15 条関係)

職務専念義務免除願簿
(厚生に関する計画に限る)

承認権 者印	職 名	氏 名	期間及び日数・時間		理 由	備 考
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時間		
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時間		
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時間		
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時間		
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時間		
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時間		
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時間		
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時間		
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時間		
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時間		
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時間		
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時間		
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時間		
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時間		
			月 日 時 分から 月 日 時 分まで	日 時間		

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。